

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	直流24V蓄電池充電器盤出力電流計に指示不良（ふらつき）が認められたため、当該電流計を点検・修理	D	
2	3号機	排風機建屋油ドレンサンプレベル検出用フロート浸透探傷検査において、腐食が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	中央操作室制御盤（9-38）に「ジェットポンプ流量演算器故障」の警報発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	換気空調系常用冷却水系サージタンク補給水積算流量計点検において、回転子と本体に摺動傷が認められたため、当該部を修理	D	
5	4号機	タービン建屋換気空調系計測用電気品室空調機圧縮機出口圧力スイッチ点検において、計器接断差に精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
6	4号機	タービン建屋換気空調系主タービン電気油圧式制御装置室温度調整器点検において、内部部品（閉止栓）の外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	タービン建屋換気空調系南・北側給気ファン出口ダンパ駆動部点検において、ダンパ駆動空気用電磁弁（3台）にエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
8	4号機	タービン建屋換気空調系2階外気取入ダンパ（2台）駆動部点検において、動作不良が認められたため、当該ダンパを修理	D	
9	4号機	タービン建屋換気空調系2階外気取入ダンパ駆動部点検において、ダンパ駆動空気用電磁弁（4台）にエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
10	4号機	タービン建屋換気空調系南側給気ファン出口風量調整器点検において、空気供給圧力指示計に精度外れが認められたため、当該指示計を修理	D	
11	4号機	タービン建屋換気空調系排気ファン入口ダンパ駆動空気用電磁弁（2台）よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）定例試験において、データ記録用紙の改訂番号の一部に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	4号機	給水加熱器室弁システム漏えい系（No. 3）に「弁システム計量管水位高」の警報発生が認められたため、当該部を点検・修理及び対応検討	C	
14	4号機	タービン建屋換気空調系排気ファン制御回路リレータイマー設定用つまみに破損が認められたため、当該つまみを点検・修理	D	
15	4号機	中央操作室制御盤（9-7）主復水器（B）真空度指示計（広域指示値）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	主タービン非常トリップ装置点検において、トリップ心棒に損傷が認められたため、当該トリップ心棒を交換	D	
17	5号機	主タービン湿分分離器（3・4）点検において、外部マンホールカバー（3）締付けボルト等（2本）にカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
18	5号機	主タービン湿分分離器（2）溶接部浸透探傷検査及び目視検査において、判定基準を超える指示模様（47箇所）並びに点付け溶接不良が認められたため、当該部を修理	D	
19	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）点検において、ノズルサポートバー（1箇所）及びグランドサポートバー（1箇所）に浸食が認められたため、当該部品を交換	D	
20	5号機	残留熱除去系配管（57）フランジ接続部点検において、ボルト・ナットに固着（1組）が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
21	5号機	主タービン主蒸気止め弁（1～4）グランドリークオフホルダー点検において、締付けボルト（7本）に摩耗が認められたため、当該ボルトを交換	D	
22	5号機	低圧タービン（B）上半外部車室浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
23	5号機	超高压開閉所碍子洗浄水ポンプ（C）点検において、軸受メタル部（カップリング側）の間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を交換	D	
24	5号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（A）ベント受皿排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
25	5号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（A）メカニカルシール水空気駆動元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	5号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（A）メカニカルシール部よりリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	6号機	「発電実績速報（平成20年2月）」において、6号機の発電時間及び停止時間に誤記が認められたため、当該速報を改訂	C	
28	6号機	所内ボイラ（A）運転制御装置供給重油流量の制御不良（ハンチング）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
29	6号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系校正ラック（A）水素計校正ガス切替弁にシートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
30	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）記録計（軸振動・偏心・回転数）の記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
31	6号機	高圧炉心スプレイ系テストバイパス弁開度計に指示不良（3%開度で固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
32	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレンろ過器バグフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで